

平成二十三年二月二十八日提出
質問第一〇七号

国技としての大相撲のあり方に関する質問主意書

提出者
馳
浩

国技としての大相撲のあり方に関する質問主意書

大相撲の度重なる不祥事が明らかになる中で、その度に大相撲は国技なのか、国技とは何なのかという論争が提起されてきた。これまで政府は、国技の規定に対して、法的根拠はなく、認定の基準、考え方などを定めたものはないという見解を示してきた。今回の大相撲の八百長問題で改めて、国技としての大相撲のあり方が問われている。

右を踏まえて、次の事項について質問する。

- 一 国技に対する一般的な基準やイメージについて、政府はどのように理解しているか見解を示されたい。
- 二 菅総理大臣、高木文部科学大臣は、会見等にて度々「国技」という言葉を使っているが、国技に対するはつきりとした規定が無い中、どのような意味合いで使っているのか、見解を示されたい。
- 三 大相撲が国技を自称していることについて、政府はどのような見解か示されたい。
- 四 不祥事が頻発する中、大相撲が引き続き国技と称することに対して、制限を加えていくことも必要だとお考えか、見解を伺う。

五 これまでの不祥事や今回の八百長問題を見ても、相撲協会は国技と自任しながらも、その自覚や責任、

危機感が欠如していたことは明白である。国技としての大相撲の存在意義や責任を自覚させ、その意識を植え付けさせるためにも、国技の規定・定義をはっきり示し、法的根拠を定めることも検討に値すべきでないか、政府の見解は如何。

右質問する。